

## 公 告

弥富市地方創生推進事業支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年3月26日

弥富市長 安 藤 正 明

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 弥富市地方創生推進事業支援業務委託
- (2) 業務内容 「弥富市地方創生推進事業支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)」に記載のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日(金)まで
- (4) 提案上限額 5,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

### 2 参加資格

参加資格者は法人とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意思表示の前日までに「弥富市入札参加資格者名簿」において、当該業務ごとに対応する営業種目について登録されている者であること。
- (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び別添書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 参加意思表示の日から契約候補者特定までの間において、弥富市建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 参加意思表示の日から契約候補者特定までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 愛知県内に契約事業所又は契約営業所を有していること。
- (9) 仕様書に定める業務の遂行にあたり、適正な実施体制の下、当市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 市民協働による地方創生事業の支援等本件と類似する業務実績を有すること。

(11) 上記(10)の業務に統括責任者又は主任担当者として携わった者を、当該業務に従事させること。

### 3 書類の配布

弥富市公式ホームページからダウンロードすること。

### 4 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、「弥富市地方創生推進事業支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」により、参加資格申請の手続きをすること。

#### (1) 提出期限

令和6年4月2日（火）午後5時必着

#### (2) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。ただし、持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

### 5 本プロポーザルのスケジュール

| 項 目                                 | 日 程                |
|-------------------------------------|--------------------|
| 実施要領の公表                             | 令和6年3月26日（火）       |
| プロポーザル参加意向申出書の提出期限                  | 令和6年4月2日（火）午後5時必着  |
| 質問の受付期限                             | 令和6年4月2日（火）午後5時必着  |
| 参加資格確認結果通知                          | 令和6年4月3日（水）以降      |
| 質問の回答                               | 令和6年4月8日（月）まで      |
| 辞退届提出期限                             | 令和6年4月12日（金）午後5時必着 |
| 企画提案書等提出書類の提出期限                     | 令和6年4月17日（水）午後5時必着 |
| 第1次審査（書類審査）の結果及び第2次審査（プレゼンテーション）の案内 | 令和6年4月19日（金）以降     |
| 第2次審査（プレゼンテーション）                    | 令和6年4月25日（木）       |
| 審査結果通知                              | 令和6年4月30日（火）以降     |

### 6 その他

詳細は「実施要領」及び「仕様書」による。

### 7 担当部署及び問い合わせ先

〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地

弥富市総務部企画政策課政策推進グループ

電話 0567-65-1111 E-mail [seisaku@city.yatomi.lg.jp](mailto:seisaku@city.yatomi.lg.jp)